

令和6年度 邑南町監査計画について

令和6年度邑南町監査計画

邑南町監査基準第7条第1項の規定に基づき、令和6年度に実施する監査計画を次のとおり定める。

令和6年4月22日決定

邑南町代表監査委員 森脇 義博
監査委員 宮田 博

第1. 基本方針

公正で合理的かつ能率的な本町の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点をおいて監査等を実施し、もって、町行財政の適法性、効率性、有用性の増進、及び住民の福祉の増進に資するものとする。

第2. 監査等の実施

監査等の種類及び対象、時期等は以下のとおりとする。ただし監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正するものとする。

なお、監査等の実施計画は別途協議のうえ決定する。

1 監査

(1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを主眼として実施する。

また、必要に応じて、各事務・事業ごとの手続が適法・妥当かどうか、事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、また、建物等の維持管理が良好であるかどうかを主眼として実施する。

ア 対象

- (ア) 普通会計（一般会計、電気通信事業特別会計）
- (イ) 公営事業会計（国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計）
- (ウ) 水道事業会計、下水道事業会計

イ 実施時期：6月、1月（邑南町監査委員条例第4条）

(2) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要と認めるときは、随時に監査を実施する。監査内容は定期監査に準じて実施する。

ア 対 象

(7) 普通会計（一般会計、電気通信事業特別会計）

(4) 公営事業会計（国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計）

(9) 水道事業会計、下水道事業会計

イ 実施時期：通年において随時

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

必要があると認めるとき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているかどうかを主眼として適時実施する。

ア 対 象：定期監査、随時監査、例月出納検査の際に補完的監査として実施する。

イ 実施時期：定期監査、随時監査、例月出納検査の実施日

(4) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを主眼として実施する。

ア 対 象：必要と認めるとき、又町長の要求があった団体

イ 実施時期：必要に応じたとき

(5) 指定金融機関に対する監査（地方自治法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項）

指定金融機関等に対し、必要があると認めるとき、又は町長若しくは公営企業管理者の要求に基づき、公金の収納又は支払事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施する。

ア 対 象：公金の取り扱い状況

イ 実施時期：必要に応じたとき

- (6) 請求又は要求に基づく監査（地方自治法第75条、法第98条第2項、法125条、法199条第6項、法第242条、法243条の2第3項又は公企法第34条、法252条の11第4項、健全化法第26条第1項）

請求又は要求に係る事務の執行、請求の内容について、要求に係る事実の有無等について実施する。

ア 対象：請求又は要求事項

イ 実施時期：請求又は要求を受けたとき

2 検査

- (1) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者及び公営企業管理者の保管する現金の出納事務が正確に行われているかを主眼として実施する。

ア 対象

(ア) 普通会計（一般会計、電気通信事業特別会計）

(イ) 公営事業会計（国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計）

(ウ) 水道事業会計、下水道事業会計

イ 実施時期 毎月20日（条例第9条）

3 審査

- (1) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び公営企業法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施する。

ア 対象（令和5年度決算）

(ア) 普通会計（一般会計、電気通信事業特別会計）

(イ) 公営事業会計（国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計）

(ウ) 水道事業会計

イ 実施時期 アの(ア)・(イ)：7～8月中旬

(ウ)：6～8月中旬

- (2) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

ア 対象：定額基金運用状況

イ 実施時期：6～8月中旬（決算審査の際）

- (3) 健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項、健全化法第22条第1項）
健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施する。

ア 対象：財政健全化判断比率・資金不足比率

イ 実施時期：6～8月中旬（決算審査の際）

- (4) 内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）

町長が作成した内部統制評価報告書について、町長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

ア 対象：内部統制評価報告書等（令和5年度分）

イ 時期：7月中旬

第3. 監査等の着眼点

監査等を実施する場合の着眼点基準は、全国町村監査委員協議会編著の町村監査必携に掲載されている監査等の着眼点のうちから適宜選択するものとする。ただし、監査等の対象が特殊又は異例なものについては、その都度監査等の項目及び着眼点を定める。

第4. 監査等の実施手続及び結果

効果的かつ効率的に適切な監査等の証拠を入手するため、照合、実査、立会、確認、質問、分析、比較等の手法について、適宜これらを組み合わせる等の方法により、最も合理的かつ効果的となるよう選択のうえ実施し、報告書等の提出及び公表を行う。ただし、監査対象課等の長に対する講評は、監査等の結果に関する報告の前に行い、これに対する弁明又は意見を聴取するものとする。

第5. 監査日程

各監査日程について、別紙のとおりとする。詳細はその都度通知する。